

一、爭議團側ノ動靜

藏場籠城ヲ在ラタル光記十二名ハ本月十一日寢覚後入罪及
累カ行爲処罰ニ関スル法律違反ニ依リ署長命令ヲ以テ罰金
ニ処セラレタリ

- 五十円 江沢清太郎
- 五十円 倉岡利夫
- 三十円 三牧健右
- 二十円 遠藤熊太郎
- 合 島田恭太郎
- 合 加藤三郎
- 合 安藤苗吉
- 合 小山正屏
- 合 豆一郎
- 合 小林美親

合 疫辺富平
合 丸園 実

右如分ヲ要ケタル結果稍々斗争心鈍リ毎日爭議團本部ニ集
合スルモ將棋麻雀等ヲ為シ居リ特異ノ行動ナシ

二、會社側ノ動靜

會社側ハ去ル十三日爭議團側ヨリ提出セル要求書ニ対シ
別記ノ回答書ヲ作成シ十五日午後四時三十分頃速達郵便
ニテ愛國労働聯盟本部ニ郵送セリ

右及申通報候也